

第112回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和4年12月2日（金）10:00～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、清水 千弘、成田 礼子

【審議協力者】

東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課：奥田課長ほか

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 法人土地・建物基本調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第112回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。私は部会長を務めます法政大学の菅と申します。よろしく願いいたします。

本日は、伊藤委員が御欠席です。私と松村委員以外の皆様はWEBで御参加いただいております。

本日の審議案件は、11月30日の第185回統計委員会において総務大臣から諮問された「法人土地・建物基本調査の変更について」です。

部会の構成については、参考1にまとめておりますが、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃる伊藤委員、松村委員、會田臨時委員、小西臨時委員、成田臨時委員のほか、本調査審議のため清水臨時委員にも参加していただいております。

それでは、各委員から御挨拶をお願いいたします。まず、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 第一生命経済研究所の松村と申します。

私は、経団連で統計部会長を務めており、その関係もあってこのようなお仕事もさせていただいております。どちらかという立場的には統計の報告者、コーポレーターとしての立場というのが一義的にありますが、私自身も長らくエコノミストやリサーチャーとし

て統計のユーザーでもありましたし、某省庁で統計の作成や企画に携わったこともありますので、なるべくバランスの取れた総体的な見方、御意見ができればと思っております。よろしく願いいたします。

○菅部会長 次に、會田臨時委員に御挨拶をお願いいたします。

○會田臨時委員 會田でございます。よろしく願いいたします。

所属は滋賀大学となっておりますが、長く総務省統計局に勤務しておりまして、どちらかという調査実施者側の経験がたくさんあるかと思えます。そんな視点も含めましていろいろ審議に参加させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅部会長 次に、小西臨時委員に御挨拶をお願いいたします。

○小西臨時委員 おはようございます。経済産業研究所の小西と申します。よろしく願いいたします。

私は研究者ですので、利用者、利活用者の立場と、経済産業省の独立行政法人にいます関係で、統計の実施者の方とも距離が近い現場にいますので、実施者、利用者、客体負担など、様々な観点から専門を生かしたコメントができればいいと思っています。よろしく願いいたします。

○菅部会長 次に、成田臨時委員から御挨拶をお願いいたします。

○成田臨時委員 EY新日本有限責任監査法人の公認会計士の成田でございます。

主として、上場会社の監査を実施しております。そのほか、日本公認会計士協会東京会の副会長と金融庁の企業会計審議会内部統制部会の臨時委員もさせていただいております。上場会社の監査等をやっておりますので、そういう立場から発言をさせていただきたいと思えます。よろしく願いします。

○菅部会長 最後に、清水臨時委員から御挨拶をお願いいたします。

○清水臨時委員 一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センターの清水と申します。来年に、ソーシャルデータサイエンス研究科または大学院に学部が変わります。

私は、平成2年だったと思えますが、土地基本調査の立ち上げの時から当時設計に関わらせていただいております。その後、法人土地統計調査につきましては、ユーザーとして個票申請などをさせていただきまして、使わせていただいております。2012年からOECDとユーロスタットが進めています住宅不動産の統計整備のマニュアルの執筆者として参加しておりますので、そういう視点も生かして御協力ができればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○菅部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、本日は統計委員会の委員改選後、最初の部会ですので、統計委員会令の規定に基づき、部会長代理を指名させていただきたいと思えます。松村委員をお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

特に御意見はないようですので、松村委員、よろしく願いいたします。

○松村委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○菅部会長 では、審議に先立ちまして、私から3点申し上げます。

1点目は、審議の進め方についてです。審議は、資料2の「審査メモ」に沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明してもらった後、資料3に基づき、論点ごとに調査実施者から回答していただいた上で、審議する形で進めていきたいと考えております。

なお、本部会の役割は、総務大臣から諮問された事項について審議し意見を述べることでありますので、各委員におかれましては、限られた時間内に効率的な御審議を賜りますよう御協力をお願いいたします。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含め2回の部会審議を予定しております。2回の部会で一通りの審議を終え、答申案についておおよそ御了解が得られれば、最終的な答申案は書面決議により決定するなど、効率的に審議を進めたいと考えております。

ただ、2回の部会で審議が終わらない場合もありますので、大変恐縮ですが、予備日である1月18日にも開催させていただく可能性があることをお含みおきください。

答申案については、1月下旬に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えております。

最後に3点目ですが、本日の審議は12時までを予定しておりますので、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります。まず、諮問の概要ですが、これについては、既に統計委員会等の場で事前に御説明いただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、11月30日に統計委員会に諮問された際、委員から御発言がありましたので、これについて事務局から御紹介をお願いいたします。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 統計審査官をしております山形と申します。よろしく申し上げます。

まず、一つ目です。川崎委員から、「法人土地・建物基本調査」については、土地・建物の状況を一つずつ答えていただくという非常に負担が大きい調査だと認識をしているので、この調査の結果を活用して作成している「土地基本調査」において、どのくらい詳細な調査事項が必要なのか、「住宅・土地統計調査」と同様に、利活用ニーズと報告者の負担軽減の観点から検討いただきたいという御意見を頂いています。また、本件については、今回の調査結果も踏まえて、次回調査に向けた中長期的な課題として検討いただければよいというコメントもございました。

2つ目の御意見としては、菅委員からですけれども、この調査は、我が国のストック統計を整備するという思想の下、かつて実施されていた国富調査に代わるものとして、住宅土地統計及び法人土地統計という形で整備されたと聞いていると。この調査の調査事項が細かくなっているのは、当時、ストックの推計にどのようなデータが必要なのか、必ずしも定かではなかったことが理由として考えられるが、調査事項の軽減については、国富調査に代わるものとして整備された本調査の意義も踏まえて検討する必要があるというコメントを頂いております。

川崎委員、そして菅委員のコメントについては、今日まさに調査事項の関係で御審議い

ただく予定にしておりますので、このような観点も踏まえて御審議いただければと思います。

続きまして、別の視点から、清原委員から御質問があったのですが、外資系か否かの区分について集計することについて、新たな調査項目は設定せずとも必要な情報を的確に把握できると判断されているのか。また、土地単位でのパネルデータの作成についても一定の見通しが立てられ、一定程度対応できるものと受け止めてよいかという御質問がありました。

それに対して国土交通省から、外資系か否かの区分については、経済センサスで外国資本比率を調査しているので、当該調査とリンクした場合、どのような結果が得られるのかを見ていきたいと。また、パネルデータについては、不動産登記情報やベース・レジストリの議論などもあるので、そういった議論を注視しながら、できるだけそれらを利用しながら実現する方向で、関係省庁とも協議していきたいという御回答がありました。

これについては、本日の審議では少し届かないかもしれませんが、前回の諮問時の「今後の課題」として今回の論点にも掲げておりますので、その際に併せてもう一度御確認いただければと思います。

最後に、椿委員長からまとめとして以下のコメントがございました。今回の国土交通省からの申請においては、調査事項等の見直しによって、ユーザーの統計ニーズにより効率的に対応しようとする一方で、都道府県事務の引上げ、そして公表の一部前倒しなど、国土交通省の事務負担が増加する部分もあるようだということで、この点についても無理が生じないように留意をしてほしいという発言がございました。

そして、また不動産登記情報など、行政記録情報の有効活用、そしてパネルデータの作成など、非常に意欲的な検討がなされているということで、こうした取組によって、不動産関連統計の改善、そして今後の発展につながっていくことを期待したいというコメントがございました。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。委員会で示された御意見については、これから進める個別審議の中で併せて確認したいと思いますが、この時点で特段の御意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。御発言があれば挙手をお願いいたします。

特に御発言がなければ、個別の論点の審議に入っていただきたいと思います。

それでは、資料2の「審査メモ」に沿って、個別事項の審議に入りたいと思います。

まず、今回予定されている変更のうち、「審査メモ」の1ページにあります(1)「調査系統及び調査方法の変更」について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

資料2、1ページ目でございますが、今回申請された変更についてということで、特に変更事項につきまして、(1)から(5)まで掲載をしておりますが、こちらは個別にまた御説明させていただきますので、省略させていただきます。

1ページの下、こちらの方ですけれども、まず(1)番目の項目としまして「調査系統

及び調査方法の変更」についてでございます。

変更内容は枠の中でございますが、まず会社以外の法人、これは国所管以外のものについてでございますが、都道府県による調査票回収を取りやめて、国土交通省において一括して実施をするというものでございます。

それから、2つ目としましては、報告者に対してこれまで郵送で配布していたオンライン回答用のログイン情報について、電子メールによる配布を可能とする変更ということでございます。

2 ページ目に移っていただきまして、審査状況でございます。まず、アの調査系統の関係でございますが、本調査の基本的な調査系統につきましては「国土交通省－民間事業者－報告者」となっておりますが、会社以外の法人の回収に係る系統のみ、これまで「報告者－都道府県－民間事業者－国土交通省」となっております。平成30年の調査では、都道府県におきましては、督促ですとか調査票の目視確認、アフターコーディング等を実施したと聞いております。

一方で、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」ということでございまして、本調査に係る都道府県知事が行う事務について、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討して、必要な措置を講ずることとされております。このようなことも踏まえまして、本件申請では、都道府県への実査事務委託を廃止して、国土交通省による一括実施とする計画でございます。

続きまして、イに移っていただきまして、調査方法のところでございますけれども、平成30年調査では、国土交通省が委託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票及び政府統計共同利用システムのオンライン調査回答用のログイン情報を配布していたというものでございます。

本件申請では、政府統計共同利用システムにメールアドレスを登録している資本金5億円以上の会社法人については、メールアドレスの有効性を確認した上で、同システムのオンライン調査回答用のログイン情報を電子メールにより送付するという計画でございます。

ウのところでございますが、これらの変更、オンライン回答の推進や調査の効率化の観点から、おおむね問題ないのではないかと考えておりますが、変更に伴う影響等について確認する必要があると考えております。

論点でございますが、まず a としましては、調査系統の変更に関して、都道府県が実施していた業務を国土交通省で実施することにより、これまで都道府県が蓄積した調査対象法人の特性等や督促のノウハウの情報提供など、業務の引継ぎ等をどのように行うのか。また、他の統計作成プロセスへの影響や実施体制上の支障はないかといった点でございます。

それから、b でございますけれども、調査方法の変更に関して、オンライン回答用のログイン情報を電子メールで送付することによる効果は何か。括弧は省略しますが、過去の調査の実施過程で取得したメールアドレスを利用することは、個人情報の保護の観点から問題ないか。また、ログイン情報を電子メールにより送付する際、誤送信の防止など、円滑な調査の実施のためにどのような対策を講ずることとしているのか。このような点が論

点と考えているところがございます。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から回答をお願いいたします。

○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 国土交通省の奥田と申します。

本日はよろしくをお願いいたします。資料3に沿いまして、御説明させていただきます。

まず、1ページ目、最初の論点、aのところでございます。先ほど御説明がありましたように、平成30年調査では、都道府県の方で県内の会社以外の法人についての督促、調査票回収といった業務を担当いただいております。国土交通省の方は、会社法人と全国規模の会社以外の法人につきまして、民間事業者を活用して同じ業務を担当していたというところがございます。

これら業務は、都道府県の方に担当いただいていたものも含めまして、国土交通省、それから民間事業者が整備しましたマニュアルに基づいて実施しておりましたので、ノウハウという意味では、当該マニュアルに必要なノウハウが含まれていると考えております。また、平成30年の調査業務終了後に、都道府県の方からも、こういった問題ですとか工夫された点などあったかというところにつきましても聞き取っておりますので、次回調査につきましても、これらの内容も生かしていくということを考えております。

実施上の支障という点につきましても、国土交通省が担当する法人数が増えるということになりますけれども、十分な体制できちんと調査できますように、必要な予算の確保ですとか、民間事業者の選定、監督、それからコミュニケーション、このようなところも適切に行っていくといったことによっても、支障なく実施できると考えております。

令和3年度に予備調査を実施いたしましたけれども、そのとき国土交通省の方で一括実施を試行しましたが、スケジュールに影響を及ぼすような問題は特段発生しておりませんし、回収率につきましても5年前の予備調査と同水準ということになっております。

また、最後ですけれども、今回の見直しによって、別紙1にこれまでの経緯を付けておりますけれども、本調査において都道府県が行ってきた業務、これを全て国土交通省に引き上げるということになりますけれども、令和10年調査以降も統計法の協力の要請に基づきまして、都道府県から必要な情報収集はさせていただきたいと思っておりますので、何か統計作成プロセスへの影響といったことは想定していないところがございます。

続きまして、2ページ目、論点のbの関係でございます。こちらの方は、オンライン回答用のログイン情報を電子メールで送付ということについてですけれども、主な効果といたしましては、報告者をオンライン回答へ誘導するというところを想定しております。

具体的には、令和4年に実施しました「土地保有・動態調査」、一般統計でございますけれども、そちらの方で、オンライン調査システムにメールアドレスを登録いただいた法人につきまして、そこで登録いただいた電子メールを活用してオンライン調査システムのログイン情報を送付させていただくと、引き続きオンラインで回答いただくよう誘導するというものがございます。

このオンライン調査システムでメールアドレスを登録いただく際には、3ページのところに、少し細かくて恐縮ですけれども、そのときの画面を付けております。登録いただい

たメールアドレスについては、「法人土地・建物基本調査」の電子メールでの調査票配布、実際はログイン情報配布ですけれども、そこに使用する旨というところは明示しておりますので、個人情報保護の観点から問題はないと考えております。

また、誤送信防止などの関係ですけれども、実際にログイン情報を配布する前に、メールアドレスが有効であるかということと、それから誤送信防止ということのために、本調査への協力依頼というものを別途電子メールで送付し、その後ログイン情報を送付するという形で行うことを予定しております。

以上でございます。

○**菅部会長** それでは、ただ今の御説明に対し、御質問・御意見をお願いしたいと思いますが、最初に、これまで調査等を担当しておられました地方自治体の方から御意見をお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、東京都から御意見をお聞きしたいと思います。東京都はいかがでしょうか。

○**武山東京都都市整備局都市づくり政策部政策調整担当課長** 東京都都市整備局政策調整担当課長の武山と申します。よろしくお願ひいたします。

今の御説明の中でもございましたとおり、今後、国土交通省からお問合せ等を頂いた場合には、可能な範囲での協力をさせていただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**菅部会長** ありがとうございます。

次に、大阪府から御意見を聞かせていただきたいと思ひます。大阪府、いかがでしょうか。つながってないようなので、次に行きましょうか。それでは、時間もありますので、次に行かせていただきたいと思ひます。

成田委員が挙手されております。成田委員、御質問・御意見を願ひいたします。

○**成田臨時委員** 一般的な質問ですけれども、オンラインはもちろん有効的だと思うのですが、回答をするときに確認画面があるのかということと、よくウェブだと間違える可能性があるのですけれども、修正はできるのか。あと、その後、未回収の場合の督促はどのようにするのか。

以上3点の質問です。よろしく願ひします。

○**菅部会長** 国土交通省、御回答を願ひいたします。

○**小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官** 国土交通省専門調査官の小原でございます。

まず、オンライン調査システムでの回答を頂くときの確認ですけれども、お送りしたログイン情報をオンライン調査システムに入っているときに入力をしていただいて、それをもって確認とさせていただきます。

次に、回答いただいた部分に修正が必要な場合は、現在はシステムの都合で、誤って回答をしてしまった場合に修正できる仕様とはなっておりません。その際には、私どもの調査の事務局が立ち上げていますサポートセンターの方に電話でその旨を御連絡いただいて、それをもって内容の修正をするという対応をさせていただきます。

あと、未回収の督促につきましてですけれども、今回オンラインでログイン情報を配布

する対象の方々には、督促につきましてもそのメールアドレスを利用して督促をしていくという方法を取る予定にしております。

以上でございます。

○成田臨時委員 ありがとうございます。

○菅部会長 小西委員が挙手されております。小西委員、御発言をお願いいたします。

○小西臨時委員 小西です。

オンライン調査における誤送信の防止について、メールアドレスの有効性の確認とログイン情報の誤送信防止のために、ログイン情報を配布する前に協力依頼を別途電子メールで送付するという記載がありました。これについて生きていないメールアドレスについてはエラーで返ってくるので確認できると思うのですが、宛先が正しいかどうかについては、確認ができるのでしょうかという質問です。通常この様な事前の御連絡や後ほど詳細を送りますというときには、本メールは返信できません、送信専用ですということが書いています。宛先が間違っている場合、協力依頼メールに返信すればいいようになっていますか？が質問です。つまり誤送信はこの体制で防げるのかというのが一つ目の質問です。

二つ目の質問は、先ほどの成田臨時委員の御質問に対する御回答で、入力を間違えたときには、サポートセンターに電話して訂正依頼をするというのは、回答者にとって難易度が高いと思います。サポートセンターではなくて、直接国土交通省にメールで訂正依頼をできた方が負担は少ないと思います。またそもそも修正を、システム上で行うことは難しいのでしょうか？

以上です。

○菅部会長 国土交通省は御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 国土交通省でございます。

まず、誤送信の部分でのメールアドレスにつきましては、私どもの使用しているメールアドレスは、双方向でやり取りができるようになってございますので、誤りがあった場合には、そのアドレスに返していただいて、それで私どもの持っている回答情報について修正をするという対応を取る予定にしております。

2点目ですが、大変恐縮ですけれども、間違いにつきましては、システム上、1度送信をしたデータについては、調査票の仕様上、回答を保管しているサーバーから戻すことはできませんので、そこは対応が難しいということになってございます。

○小西臨時委員 サポートセンターでしか修正をすることができないから、サポートセンターに直接電話してくださいという形ということですか。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 そうでございます。

○小西臨時委員 それは回答者にとって壁が高いですね。またサポートセンターと国土交通省の間の情報共有も密にしないといけないですね。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 そこは共通でその調査対象者の情報を管理するシステムを立ち上げてまして、その中でそういった問合せの情報も含めて常に共有するような体制を取ってまいります。

○小西臨時委員 分かりました。メールの誤送信については、国土交通省の皆さんで把握できると理解しました。協力依頼のメールにも宛先や担当の違いがあった場合には、ご一報くださいと双方向のやりとりができるという理解でよいでしょうか。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 当然そういった文言も入れた上で送付する予定にしております。

○小西臨時委員 分かりました。調査入力 of 修正については、皆様が間違いに気づいて、かつ電話をかけてくださることを祈ります。

以上です。

○菅部会長 ほかに御意見や御質問はありますか。松村委員、よろしくお願ひいたします。

○松村委員 御説明をありがとうございました。

私も幾つかある中で、今、成田臨時委員、小西臨時委員からあったことと同じような質問というか、危惧を持っています。まず、調査をオンラインに誘導していくというのは、非常に正しいことと思います。昨今、特にコロナ禍になってから企業でも在宅勤務が多くなっていますので、郵送だけですと、それがデスクの上等に放置され、そのうち出勤しない間にどこかに行ってしまうことも多々考えられますので、これからの働き方において、オンラインを活用していくというのは、時代に合った方法だと思っております。

その中で、今、成田臨時委員や小西臨時委員からもありましたが、回答を間違えたときにどのくらいの人がサポートセンターにわざわざ連絡するのかなど。ただでさえ回答するのが大変なところ、何かそこで諦めてしまうのではないかとということが大変危惧しております。何らかの形で、できればその場で修正できるようにするのが、回答率や回答内容の正確性という観点からもいいような気がします。その場で修正ができるようにシステムを改修していくというお考えは、今のところないのでしょうかというのがまず一つ目の質問です。

二つ目です。小西臨時委員から確認メールのお話がありましたが、最初に誤送信防止のために確認メールを送り、特に何も反応がなかったらそこにログイン情報を送るということだと思います。誤送信で確認メールを送ってしまい、先方が何もリアクションしてこなかったら、そのまま間違っただけにログイン情報が届いてしまった場合はどうなるのでしょうか、というのが二つ目の質問です。

三つ目は、都道府県事務のところでは、負担軽減という観点から、都道府県にとっては大変ありがたい取組だと思っておりますが、最近建設工事受注動態統計調査の不適切問題や、建築工事費調査の着手遅れなどがあつたりして、やや不安に思ってしまうところもあります。そうした中で、十分な体制で円滑な調査を進められるように必要な予算を確保しているとのことですが、この必要な予算というのは、具体的に何のためのどのような予算を確保されているのか。国土交通省の人員面も含めてお尋ねさせていただければと思います。

以上、3点です。

○菅部会長 国土交通省から御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 まず、間違えた場合に

御連絡を頂くという部分でございますけれども、実際前回調査でどの程度あったかということは承知していませんけれども、実際に申出の御連絡を頂いて、それで修正の対応を行ったという事例がございます。ただ、肌感覚ではございますけれども、松村委員がおっしゃるように、諦めているのではないかというの、一定程度いるのかなと思います。ただ、今のシステムの作り方がどうしても修正ができないというものでございますので、その点につきましては、次の令和10年調査に向けて改善できるように検討をしてみたいと考えているところでございます。

2点目ですけれども、確認メールについて反応がなかったらという御質問でございますけれども、御指摘のとおり、お送りして何も反応がなかった場合には、そのままそのメールアドレスに対して送るという対応になります。ちょうど令和4年度、今実施しています「土地保有・動態調査」で先行して同様の方法を取っておりますけれども、基本的に反応がなければ送るという対応をしてございます。

ただ、意外と誤って送信されたとか、担当が変わったといった部分につきましては、性善説的な話になるのかもしれないですけれども、意外とリアクションがあって、担当者の情報というのは現在書き換わっているところでございますので、来年の「法人土地・建物基本調査」におきましても、そこは完全にはないかと言われると、そういったリスクは内在するとは思いますが、円滑に実施することができるのかなと考えているところでございます。

あと、都道府県事務を引き上げることによる必要な予算でございますけれども、先ほども御説明しましたとおり、対応する調査対象者の数がぐっと増えるということにはなりません。その関係で、まず、この調査票の提出の受け付けと、あと調査実施期間中にサポートセンターといいますか、問合せ窓口を立ち上げますけれども、そのオペレーターの充実、なおかつ提出のあったその調査票の審査を行ったりデータを入力したりするのですけれども、そういった部分についての人員、人件費という部分で、ほとんどが民間事業者の方に必要な人員をきちんと確保してもらおうための予算ということで確保しているところでございます。

以上でございます。

○**菅部会長** ありがとうございます。松村委員、今の御回答に対していかがでしょうか。

○**松村委員** ありがとうございます。システム修正は、今回は間に合わず、次回に考えるということで、取りあえず状況は理解しました。

あと確認メールの件も、予備調査で一定のリアクションがあり、性善説にはなるが円滑に実施できる見込みと理解しました。

予算の方ですが、基本的には民間事業者への委託費ということで、特に国土交通省側での体制は、前回の調査と変わらないという形でしょうか。

○**小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官** 国土交通省でございます。元々この「法人土地・建物調査」という調査は、非常に民間事業者のお力をお借りして実施してきている調査でございます。普通の調査ですと、実査と企画であれば企画は必ず国の方が持つのですけれども、その企画の部分、標本設計も含めて、民間事業者のお力

をお借りしているということで、職員の体制としてはあまり多くはないのですけれども、それで行ってきています。来年度の調査につきましても、国土交通省の担当としましては、今、職員3名の体制でやっていますけれども、その3名の体制を維持して実施するという予定でございます。

○松村委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅部会長 小西臨時委員が挙手されておられます。小西臨時委員、御発言をお願いいたします。

○小西臨時委員 今回はシステム上で回答者が修正を行う変更をすることが難しいことは理解しました。しかし、軽微なことも含めて、本質的な数字の間違いについても、後ほど思い出すこともあると思います。中長期的には、今後、システム上で自分で確認、修正できるようなシステム変更が行われることを希望します。

加えて、修正事項についてサポートセンターに電話をするというのは、在宅勤務が浸透している現在、かなり回答者に負担があると思います。電話につきましても、自宅から業務を行う場合に、会社から携帯が付与されていない場合や、どの番号からかけるのかとか、ハードルが高いのではと思います。折角のオンライン調査ですので、可能であれば電話に加えてメールでの問い合わせもできると良いと思います。メールですと、回答者は24時間365日送れますし、修正項目が多い場合でもしっかり書き残すことができます。コールセンターの場合は、修正が多いと、聞き取りの間違いが起こる可能性もありますが、メールですとその点も防げると思います。何より、電話をかけるのが面倒だとか、忘れていたとかで、修正の連絡がこないことが懸念されます。この修正の連絡がないと、統計調査の精度に直結してしまいます。統計作成者側のミスはなくても、修正方法のハードルの高さから修正が申告されず統計調査が誤ったものになってしまいますので、できるだけ修正への回答者のタッチポイントは壁は低い方がいいと思います。その点でもメールでの対応は可能かどうかをお聞きしたいです。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 メールでの対応につきましては、今回の調査計画上也提出の方法としてはございます。ただ、メールでどうしても送りたいのだという申出を頂かないと、最初からここに送ってくださいという御案内というのは、なかなか難しいのかなと思います。と申しますのも、そういった部分を対応するために、基本的にはオンライン調査システムというものを整備されていて、それを使っただけという考え方かと思えますけれども、修正の部分は、御連絡を頂いて、修正をしたいのだというお話を頂いた上で、こちらからお送りいただくメールアドレスをお知らせするという方法を取りたいと考えております。

○菅部会長 いかがでしょうか、以上の回答でしたけれども、小西臨時委員、何かありますでしょうか。

○小西臨時委員 皆様はどう思われたのかなと思いました。メールアドレスを教えてくださいを電話で聞くという、申し出なければいけないということですね。

○萩野総務省統計委員会担当室長 統計委員会担当室ですけれども、それは腹落ちしない

と思うのですが、どうでしょう。我々世代だと、電話をするというのは当然だと思っているのですが、若い人が担当している場合に、メールでそのまま返したいということもあるでしょうし、電話しないとメールで返せないというのは、手続としてどうなのかなと思います。もう少しそこは小西臨時委員の御意見を反映できないものでしょうか。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 分かりました。では、この件は持ち帰らせていただいて、今年対応いただいている事務局の方で、実際、来年仮に実施するとした場合に、そういったことができるのかどうかも含めて検討をさせていただいて、次回の部会の際に御回答をさせていただきたいと思います。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

○菅部会長 ありがとうございます。今の皆様の御意見をまとめますと、システムに関して幾つかの御懸念があって、その中でもメールで修正ができないかというような御意見がありました。これについては、国土交通省の方でお持ち帰りいただいて、検討していただいて、次回に御報告を頂く。ただ、方向性については御了承いただけたと認識しますので、次回の御返事を聞いた上で、もう一度まとめさせていただきたいと考えます。ただ、大筋の方向性に関しては、御承認いただいたと私は理解いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、次に「審査メモ」の3ページ、(2)「調査票Aの変更」についてですが、この部分は、前回答申時に指摘された「今後の課題」の1つ目とも連動するものであります。また、5ページ、(3)「調査票Bの変更」については、「法人の名称欄の削除」のみが変更箇所となります。

それでは、事務局から、これらの点を含めて、審査状況の説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。資料2の3ページ目の(2)からの御説明でございます。

「調査票Aの変更」でございますが、変更内容としましては、まず、①として、法人が所有する宅地などについては、平成30年の調査では、「今後の保有等予定」及び「転換予定」の関連性を踏まえて、「売却等・他の用途への転換予定」として整理統合されるという計画でございます。

②としましては、法人が所有する「工場敷地にある建物」のうち、延べ床面積200㎡未満の建物について、敷地ごとから合算回答に変更。それから、「工場敷地にある建物」における「建物の有形固定資産額」を削除するという計画でございます。

③としましては、法人が所有する延べ床面積200㎡以上の建物につきましては、「建物の利用現況」という選択肢を設けて尋ねておりますが、ここに「工場」、それから「貸会議室・シェアオフィス(コワーキングスペース等)」を追加するというものでございます。

さらに、④としまして、この調査票Aの標本設計につきまして、平成30年調査以降に把握した法人の土地保有状況も踏まえまして、一部見直しをされているというものでございます。

具体の審査状況でございますけれども、まず今申し上げました①から③につきましての詳細でございます。まず、①でございますけれども、平成30年の調査では、「今後の保有等

予定」と「転換予定」、これは別々の設問になっておりましたが、その関連性を踏まえまして、今度の令和5年の調査では、設問として「売却等・他の用途への転換予定」として整理統合されることになっております。統合した設問では、最初に「売却等又は他の用途への転換予定」の意向を確認した上で、予定時期を確認するという方式としておまして、「【売却等】【他の用途への転換】のいずれも予定していない」という選択肢を追加するものでございます。

それから、これは前回の答申のときにも課題としてございました5年の区分がどうかという部分でございます。「予定時期」の選択肢につきましては、平成30年の調査結果から分析を行った結果、「5年以上」あるいはその「5年以内」のいずれも回答が少数であったと。それらをさらに細分化して比較することは、あまり意味をなさないものと判断されて、選択肢としましては、「1年以内」、「5年以内」、それから、「5年以上又は時期を決めていない」という3つの選択肢にされたと聞いております。こちらの調査票の関係では、資料の1-1の方の5ページに、具体の調査票の変更内容がございますので、そちらの方も併せて御参考いただければと思います。

続きまして、②でございますけれども、法人が所有する建物のうち、「工場敷地にある建物」につきまして、平成30年調査では、建物の規模の大小を問わずに、敷地ごとに詳細な回答を求めていたというものでございますが、令和5年調査では、延べ床面積200㎡未満の場合には、工場敷地以外の建物と同様に、これは平成30年調査でもそうだったのですけれども、延床面積等を合算記入するという方式に変更されるというものでございます。

また、平成30年調査におきましては、「工場敷地にある建物」で把握しておりました「建物の有形固定資産額」、これを調査事項から今回は削除をすることとなっております。こちらの変更につきましても、資料1-1の6ページの方に詳細がございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、4ページに移ります。

それから、今申し上げました工場敷地内、敷地外の設問の流れにつきましてですけれども、平成30年調査では、工場敷地にある建物か否かによってまずは設問を分岐しまして、工場敷地にある建物についての回答欄を独立させていましたが、令和5年の調査では、工場敷地にあるか否かにかかわらず、建物の規模によって合算回答か個別回答かを振り分けることとしておまして、回答欄を整理合理化すると聞いております。

それから、③でございます。「建物の利用現況」ということでございまして、こちらの建物の個々の調査につきまして、その利用用途を選択していただくという設問でございますが、こちらにつきまして、リモートワークの増加、それから働き方の変化を踏まえまして、国土交通省の政策担当部局の方から把握ニーズもあるということから、選択肢として「貸会議室・シェアオフィス(コワーキングスペース等)」を追加するというものでございます。

また、上記②の変更に伴いまして、建物が工場敷地にあるか否かの区分をする必要が生じたので、選択肢として「工場」も追加されたという変更でございます。

イの部分でございますが、これらにつきましては、報告者負担の軽減ですとか利活用ニーズへの対応の観点から、おおむね適当と考えておりますが、前回の答申で示された「今

後の課題」、こちらの8ページにもございますが、後ほど御参考いただければと思いますが、このようなものも踏まえまして、変更によるメリットや利活用上の支障の有無等について確認する必要があると考えております。

それから、ウの部分でございますけれども、こちらの方が④ということで、今回この調査票Aの標本設計の一部を見直すということが予定をされておりました、その詳細がこの表1という部分でございます。

この調査票の標本設計につきましては、大きく(1)会社法人と(2)会社以外の法人ということで、2つに分けて設計をされております。このうちこの表の下線の部分、これが今回の変更点ということでございます。

それぞれ会社法人、会社以外の法人、上の大きなところに標本サイズということで約34万、それから下の方が約15万ということで、合計49万法人となっておりますが、基本的にこの標本サイズにつきましては、前回、平成30年調査からの変更はございませんが、これをより精度を高めるために、全数対象となる層を一部変更したということです。

具体的に、会社法人の方につきましては、精度目標の変更はございませんが、抽出方法の中で、平成30年調査では、資本金5,000万円以上を全数としておりましたが、こちらを御覧いただきますとおり、令和5年調査では、全数層は資本金1億円以上ということになります。そして、1億円未満につきましては、比較的広大な土地を事業に使用しているような業種、ここにもございますが、例えば農業ですとか、電気・ガス・熱供給・水道、このような業種について全数調査として絞ってやるということです。

それから、(2)でございます。会社以外の法人につきましては、まず、そもそも実は前回の調査までは、この会社以外の法人につきましては、目標精度が設定されていなかったということでございましたので、会社法人と平仄を合わせる形で目標精度を設定したということでございます。

それから、抽出方法につきましては、必要な標本を確保する観点から、例えばこの下線にあります大土地所有法人、それから調査票Bの調査対象法人、これは先ほど申し上げました電力とか、鉄道とか、そういった大規模な施設を使って事業を展開している業種でございますが、そういったもの。それから、学校法人は前回も全数対象でございましたが、一部の組織形態、例えば医療法人ですとか農業・林業・漁業協同組合、その他の会社以外の法人、このような部分につきまして全数調査に変更するというところでございます。

次のページに移っていただきまして、エの部分でございますが、これらの変更につきましては、全体の標本サイズを抑制しつつ、法人の土地保有状況を踏まえて結果精度を高めようとするものであり、おおむね適切と考えておりますが、平成30年からの変更理由や対応の妥当性などについては、御確認いただきたいと思います。

論点としましては、aとして、まず「今後の保有等予定」の部分を前回では「今後の保有等予定」及び「転換予定」ということでございましたが、これを統合しまして、平成30年調査結果との比較など、利活用上の支障はないかという部分が一つの論点かと思っております。

bにつきましては、「予定時期」の選択肢につきまして、前回の諮問時には、5年という

期間が、この設問の一つの目的でもありました、その土地の流動化を把握する上で適当かという御指摘もございました。このようなものを踏まえて、選択肢は適切かという部分が二つ目の論点でございます。

cとしましては、工場敷地にある延べ床面積200㎡未満の建物につきまして、敷地ごとからその合算回答に方式を変更するというところでございますので、利活用上の支障はないか。また、工場敷地にある建物で把握していた「建物の有形固定資産額」を削除するということにより、利活用上の支障はないかという部分が一つの論点かと思えます。

dの部分、「建物の利用現況」、シェアオフィス等々の追加でございますが、こちらの方の変更が適切かというものでございます。

最後にeの部分でございます。先ほど申し上げました標本設計の変更につきまして、全数対象とする層を変更する理由やその効果は何か、また変更は妥当かというところがございます。

続きまして、(3)「調査票Bの変更」ということでございまして、こちらは法人名称欄の削除というものでございます。詳細は資料1-2の11ページに具体的調査票の新旧がございますけれども、調査票Bにつきましては、必ずその配布対象には調査票Aが配布されますので、法人の名称につきましては、調査票Aにおいて把握することができますので、調査票Bではあえて把握する必要はないだろうということで削除をするということでございます。このような部分は、報告者負担の軽減の観点から適切と考えておりますので、特段論点はございませんが、このような変更があるということで御理解いただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、各論点について調査実施者から回答をお願いいたします。

○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 国土交通省から回答の方、資料3の3ページからに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、論点のaでございますけれども、「今後の保有等予定」と「転換予定」の統合についてということでございます。統計表の表章上、前後比較ということについて、4ページのところに表形式で整理をさせていただいております。左側が平成30年、右側が令和5年ということで、項目として複数の項目に分かれていたものが一つの項目になったり、あるいは、反対に一つの項目だったものがより詳しく複数の項目に分かれたりといったこともございますけれども、大部分の項目において、前回調査結果と接続する比較をするということが可能と考えております。

ただ、調査項目を統合いたしまして、直近の予定のみを回答いただくということになりますので、「転換してから売却」というケースにつきましては、転換予定時期のみをお答えいただく、把握するということになります。このケースにつきましては、平成30年調査結果について見てみますと、「転換してから売却」というのは、低未利用地全体からすると4.2%という割合でございました。加えて統計表上「転換してから売却」という表章はしておりませんので、4ページのところの上側のところですが、転換予定（低

未利用地) のところで、下の方に※印で書いておりますが、「転換」の予定と「売却」の予定の関係で、どちらも回答があったようなケースにつきましては、こちらの方で双方の予定時期を踏まえて、上の四角、箱のいずれかに分類していったというようなことで、「転換してから売却」というような項目で表章をしておりますませんでした。例えば、調査票情報を二次利用して、そういった区分で集計するということが可能ではありましたが、二次利用申請の中でそういった申請はなかったという状況でございます。ですので、「転換してから売却」というケースについて、転換予定時期のみ把握可能になりますけれども、利活用上の影響という点については、少ないと考えております。

一方で、前回調査では、土地の利用現況が低未利用地であった場合のみ転換予定というのをお聞きしておりますけれども、今回、調査項目の統合によりまして、土地の利用現況を問わず、全ての土地について「転換予定」、それから「今後の保有等予定」について設問を設けて回答いただくこととなりますので、把握できる情報の幅としては、広がると考えております。ただ、前回調査結果との比較という観点からも、平成30年調査の統計表章と同様に低未利用地のみで区切った表章ということについても行う予定としております。

以上のような統合の影響につきましては、公表する際にも留意事項としてきちんと示したいと考えております。

続きまして、4ページの論点bの関係でございます。「予定時期」の選択肢のところでの5年という区分のところでございますけれども、前回諮問時の宿題事項といたしまして、5年で区切る必要性ですとか、あるいは、売却について検討していない場合の選択肢というか、対応といったようなことも含めて宿題となっていたところがございます。

回答のところに書いてございますように、前回調査では、「今後の保有等予定」の回答選択肢が、5年での区切りと、それから「既に売却決定」という3択です。「転換予定」のところの回答選択肢が、1年以内というのを設けた上で、5年での区切りと、それから時期未定、さらに予定なしという形でそれぞれ違った形になっていたところがございます。今回調査では、先ほどと重なりますけれども、「売却等を予定/他の用途への転換予定」ということでまず設問を統合しました。その上で、「売却等を予定」、あるいは「他の用途への転換を予定」と回答いただいた方を対象に、つまり、そのいずれも予定していないという方ではない方を対象にして、予定時期として、「1年以内」、「5年以内」、それから「5年より先又は時期未定」という3択の回答選択肢の用意という形にしております。

5ページの方に移りますけれども、これの考え方といたしましては、まずは既に契約済みであるとか、契約や用途の転換に向けて具体的な動きがあるようなケースを把握するために、「1年以内」という回答選択肢を設定させていただいた上で、本調査は5年周期の調査でございますので、その周期と合わせて、「5年以内」という時間での予定を把握できる区分として設定しております。

前回、平成30年調査結果を見ましても、「1年以内」につきまして、「売却」の関係は1年以内というわけではなく、既に売却が決まっているというところを参考にしておりますけれども、1%少しという具合。それから、「5年以内」に関しては、「売却」の方で5%、「転換」の方で2.8%、「5年より先又は時期未定」ということになると、「転換を予定

しているが5年以上」ですと1.0%というところで、「転換を予定しているが時期未定」というのがより多くて4.4%というようになっておりますので、この区分以上に予定時期についてさらに細分化するとか、あるいは5年より長い期間を設定するといったことについては、追加で得られる情報というのは少ないのかなということで、必要性は乏しいと考えたところであります。

続きまして、cの工場敷地にある床面積200㎡未満の建物についての方式の変更の関係でございます。こちらは、従来から工場敷地にある200㎡未満の建物につきまして、敷地ごとで把握しておりました所在地ですとか構造等で区分しての集計ということは行っておりません。このような集計を目的とした調査票の二次利用申請もなかったということですので、合算回答方式に変更することによって、利活用上で特段支障が生じるというものではないという判断をしております。なお書きで書いておりますように、件数でも4%、延床面積ですと0.5%といったような割合になっております。

続けて、6ページでございます。一方、「有形固定資産額」の推計のために取っていた調査項目というのがありますけれども、下の表にありますような、年初の建物の現在高ですとか、減価償却額ですとか、そういったことについて回答を作成いただくためには、その工場敷地内に存在する建物の価格を帳簿から整理してさらに合算してということで、調査対象者の方々には大きな負担をかけている項目であったと認識しております。このため、ほかのもので代替できないか検討いたしまして、法人が所有している全ての建物を対象にして、「建物資産額推計」というのをを出しております。これはほかの調査事項、所在地ですとか建築時期等といった結果を活用して推計しているものでございまして、こちらの方で「有形固定資産額」の代替ができないかを平成30年調査結果を使いまして比較・検討をしております。

その結果、下の表にありますように、総計で比べて10%程度の差、各階級で分けてみましてもそれほどばらつきが大きいわけでもなくて、相関係数としても非常に高いものが得られたという結果でございましたので、代替することは可能であると判断して、「有形固定資産額」の推計・表章は、今回から取りやめることにしたものでございます。

この変更につきましても、公表の際には留意事項としてきちんと書いていきたいと思っておりますけれども、「建物資産額推計」につきましても、従前から工場敷地にある建物についても推計して表章もしていたしましたので、従前からの比較という意味でも可能になりますので、利活用上の支障ということは、特段生じないと考えております。

続きまして、7ページ、論点dの関係でございます。今回、建物の利用現況のところ、**「貸会議室・シェアオフィス（コワーキングスペース等）」**を追加させていただく関係についてでございますけれども、皆様御案内のとおり、コロナ禍ということもあって、テレワークの実施率が非常に高い伸びを示しております。実施の場所は自宅も多いですけれども、一方で共同利用型のオフィスなどを利用したいという意向もそれなりに示されているということもございます。

このような働き方の変化が建物の利用現況にも影響を及ぼすと考えられますので、国土交通省内の政策担当部局にも確認しましたら、ハード面での実態把握についてのニーズが

あると、しかもこれから伸びてくるであろうということで、取り始めてほしいというようなことがございましたので、選択肢として追加させていただきたいと考えております。

予備調査で試行的に把握しましたところ、出現率が低い結果となったのですけれども、予備調査では、先ほどの工場敷地の関係を調査票変更に関する検証のために、「工場」と「工場以外の建物」の両方を所有しておられる法人、製造業などを中心に抽出をしたということもありましたので、そういった業種の偏りも出現率の低さにつながったのかなと思っておりまして、今回、本調査では、もう少し出てくる可能性があるのではないかと考えているところであります。

続きまして、eの標本設計の関係でございます。本調査におきましては、従前から精度に大きな影響を及ぼすような広大な土地を保有している業種等の法人につきましては、カバレッジの向上を目的に全数階層として設定しておりました。今回の変更につきましては、会社法人について、平成30年調査結果を用いての検証で、前回調査と同じ目標精度を維持しつつも、必ずしも広大な土地を保有しているとは言えない業種ですとか、分散が小さくて全数を調査する必要がないような階層につきましては、全数階層から標本階層に見直すことにしたものでございます。

また、8ページでございます。会社以外の法人につきましては、平成30年調査まで、全数か50%かというような一律の抽出率でやっておりましたけれども、今回、先ほどの会社法人は目標精度を設定してやっておりますので、同様に目標精度を設定した場合のシミュレーションを行いまして、標本の大きさを抑制しつつ、精度の向上が可能であることが確認できましたので、一部の組織形態等の抽出率の変更を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

○**菅部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問・御意見を申し上げます。

論点の順番に行ってまいりたいと思います。まず論点a、「今後の保有等予定」及び「転換予定」の統合について、平成30年調査結果との比較など、利活用上の支障はないか、御意見・御質問をお願いいたします。

それでは、清水臨時委員、挙手されておりますので、御発言をお願いいたします。

○**清水臨時委員** まず、aだけということですので、順番に御質問したいと思います。

あくまでもこういう統計調査というのは、一番大事なのは、コンセプチュアルフレームワークで何を測定するのかという、それが決まれば測定対象が明確になりまして、手法が決まるという順序だと思っています。

まず、aのところは、この調査が何を測定したかったのかというそもそものところになります。当時この調査が立ち上がる時というのは、バブルの真ただ中でありまして、当時の問題というのは、有効活用を前提としないような投機的な取引が横行している中で、法人の土地の所有状況を正しく把握する。国富調査をひきずるところは論点の3になりますので、そのときにまたコメントをさせていただきますけれども、そのときに問題になったのが、短期転売というようなことが政策的に取り締まらなければいけなくて、利用の目的もないままに企業が土地や不動産を買って、1年以内に売却をして短期転売の利益を得

る。そのことによって何が起こるかということ、土地の生産性が下がってしまうということが危惧されました。その後、何が問題になってくるかということ、ゾンビ企業というのが出てきて、土地の、いわゆる負債が非常に大きい状態のときにバブルが崩壊しますと、生産性の低い企業に土地が移転していってしまいますと、そのまま有効利用がされないと、日本全体の土地の生産性が低下するということがその後の問題として調査の大きな目的に掲げられていたわけでありませう。

そういう意味で、このコンセプチュアルフレームワークに合わせて、今回の変更をどう見るのかということになりますけれども、売却というのは、短期転売というところが気になるところなので、1年以内で活用もないというのは、土地の生産性が下がるという問題になるわけです。低未利用地のみところがまさに短期転売、有効活用というところで問題になっていたわけですから、その後、時代が変わってきまして、土地基本法に基づいてこの調査も始まりましたので、土地基本法の改正もあった中では、これを売却も活用もないものが、非常に大きな日本全体の生産性を引き下げていく原因の一つだという認識の下で、低未利用地だけではなく、全体にそれを広げて調査を拡大していくということは重要だと思います。

ただし、それがきちんと調査当局である国土交通省が認識をして調査変更をしているのかどうか、また、我々使い手がそうなのかどうかということをしかりと改めて認識した上で、この調査の概念、何を測定したいのか、どうしてこの変更をしたのかをしかりと認識した上で進めていくことが必要だと思います。

そうしますと、今、人口減少とか低未利用地というのは、人口減少、全体の土地の需要が低下する中で重要になってきますのが、短期転売とかそういう問題ではなくて、所有者不明土地であるとか、そういうような問題が今重要視されてきて、それに基づいて土地基本法も改正されていますので、管理状態というものにもっとフォーカスして、今回やれというわけではありませんけれども、そういう理念の下で調査項目を変更していくということが重要であると思います。

今回の改正については、特に問題ない、賛成いたします。

○**菅部会長** ありがとうございます。これは御回答というか、よく認識してくださいというコメントで、反対ではないということですので、御回答を頂く必要はないと思います。

小西臨時委員が挙手されておりますので、小西臨時委員、発言をお願いいたします。

○**小西臨時委員** 御説明をありがとうございました。

最初のところで、私が聞き逃してしまったのかもしれないのですが、資料の1-1の5ページについて、「今後の保有予定」と「転換予定」、「売却予定」の整理統合を次回調査からするということで、16番の設問で、「上記のいずれも予定していない」と答えた場合は、保有するという整理になるという理解でよろしいですか。

○**菅部会長** 予定していなければ保有するつもりであると判断するということですか。

○**小西臨時委員** そういう御説明ということで合っていますかというのをまずお聞きしたいです。

○**菅部会長** 「保有」と「転換」、「売却」の両方ともしていない場合は、残りが保有を継

続する意図であると解釈すると、そういうことだと思いますが、国土交通省、御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 小西臨時委員の御理解のとおり、「上記のいずれも予定していない」という回答があった場合には、今後保有すると判断いたします。

○小西臨時委員 今の清水臨時委員の御質問というか、御意見ともリンクするのですが、今までは別の回答で識別できていた売却、転換と保有があって、売却と転換は未回答だけでも、保有については別設問で回答してくれていた人がいて、それぞれで保有についてダブルチェックで検証しつつ個別項目を識別できていました。今回の変更で、たまたま回答をしなかった人も保有するに含まれることになってしまうことに少し懸念があって、その辺は大丈夫なのでしょうか。つまり、回答率は100%ではないと思うので、答えなかった人の中に保有も転換も売却も入ってしまうのではないかなということです。運用上、政策現場では問題は起きませんか？というのが質問です。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 ただ今の御質問につきまして、我々の調査では、回答がなかったものにつきましては、不詳と整理をしております。ですので、回答しないけれども、不詳の中には、御指摘のとおり、実は売却の意向があるとか、転換の予定の意向があるのも含まれるとは思いますがけれども、私どもの調査上の整理は、不詳という整理にしているところでございます。

○小西臨時委員 では、3番については、「いずれも予定してない」ではなくて、保有しますという言葉を入れればより明確だと思ったのですがけれども、1、2、それ以外のうち、それ以外と明示的に書いた人だけを「保有」とするということですか。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 そういったことになります。

○小西臨時委員 この「いずれでもない」という選択肢に、保有と入れるのは難しいのですか。

○菅部会長 これは前回の部会で議論があったものです。そのときに、何も決まってないというケースがかなり多いというのが企業側の野呂委員からの御意見でした。今、恐らく小西臨時委員がおっしゃっているのは、保有するという意思決定を、決まっていないというのが本来あるべきだと。ただ、そのときに、未定と書くとみんなそこに書いてしまうのでこうするという、そういう対応だったと理解しているのですがけれども。

○小西臨時委員 では、「いずれ」の中には未定の人と保有、今までは保有を取り出していたけれども、これからは「いずれ」の中に未定と保有が混ざってしまうということですか。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 これは、御認識のとおり未定と保有が厳密な意味では入ってくることになります。

○小西臨時委員 「保有」の回答を政策で利用されている方が大丈夫かなと思って質問をしています。次回でもいつでもいいのですが、「保有」の精度のバイアスが入ってしまっても大丈夫かどうか、そこをもう少し知りたいですし、今お答えしていただけるなら答え

ていただいでよろしいでしょうか。

○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 すみません、よろしいですか。国土交通省です。先ほど菅部会長からもありましたように、前回の宿題の中には、売却について、平成30年調査では、「5年以上保有予定」、「5年以内売却予定」、「既に売却が決まっている」という選択肢だけで、売却についてそもそも検討してないということについて、どう拾われるのかというところの問題意識が示されたと認識しております。そういったものについて明確に回答選択肢で分けるよりは、まさに検討していないと、いずれも予定してないという方が、回答選択肢の用意の仕方としては適切なのではないかというのが、前回の宿題への対応の考え方としてございます。

その中で、小西臨時委員がおっしゃるような、保有と、検討してない、予定してないというところが混ざってしまうのではないかとこのところは、そこはおっしゃるとおりかとは思いますが、ただ、実態そのものが、保有する意図が明確ではないけれども、何か売却とか転換する予定があるわけでもないという意図が混じり合っているというか、厳密に区分できない回答者がおられるのであれば、より適した選択肢として用意する方が適切なのかなと考えている次第です。

○小西臨時委員 4つにできたらいいですね。3、保有、4、いずれも予定してないできるとよいですね。この設問で知りたいのは土地をどうするつもりかですから、保有の状況を知りたいということがメインであれば、保有を直接的に聞かなければいけないし、売却と転売を政策的に把握するのが目的であれば、そこさえしっかり取ればよいということなので、この案についてどうしろというのはないですけれども、少しそこが気になったので御質問させていただきました。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 もともとこの項目につきましては、土地の流動化を捉えるという意味で設問をしているものでございますので、保有をするという意味を確認するよりも、売却する意思、あと転換する意思がどれだけあるかに主眼を置いているものでございます。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

○小西臨時委員 分かりました。

○菅部会長 ほかの議論もありますので、ただ、これは前回の宿題がありまして、それを受けて検討しているものですから、それを踏まえた回答だという形で理解していただけますでしょうか。

○小西臨時委員 分かりました。

○菅部会長 つまり、前回「未定」というのが本来あるのだけれども、それを立ててしまうと、みんな「未定」に答えてしまい、そうすると本来の意図と異なることになってしまうので、検討の結果、こうなりましたということでございます。

それでは、時間もありますので、もう一つの論点は、四つあるのですね、すみません。bの論点、「予定時期」の選択肢について、前回諮問時には、5年という期間が土地の流動化を把握する上で適当かという議論がありましたが、これも踏まえて選択肢は適切か。こ

れについて、委員の先生方、御意見・御質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。

御検討いただいた結果、それほどニーズはないということだと、5年以上というのはないということですが、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員了承)

○**菅部会長** では、bの点については、御承認いただいたとさせていただきたいと思いません。

次の論点cに参ります。工場敷地にある延べ床面積が200㎡未満の建物について、敷地ごとから合算回答する方式に変更することに、利活用上の支障はないか。また、工場敷地にある建物で把握していた「建物の有形固定資産額」を削除することにより、利活用上の支障はないか。これについて御意見を賜りたいと思います。

成田臨時委員が挙手されております。成田臨時委員、御質問・御意見をお願いいたします。

○**成田臨時委員** 御質問ですけれども、この延べ床面積を200㎡という基準にされた根拠を聞きたいのが一つ。あと、有形固定資産について、敷地内が把握されなくなってしまって、上場企業の場合は、有価証券報告書の設備の状況というところに、工場ごとの土地・建物について金額ベースで記載され開示されているので、上場企業だったら負担がないのですけれども、全体的にこれを把握しないと変更することでよろしいのでしょうか。御質問、2点です。

○**菅部会長** 回答をお願いいたします。

○**小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官** まず、200㎡未満というか、200㎡という閾値を設けた経緯でございますけれども、「法人土地・建物基本調査」の前身は、法人土地基本調査というものと法人建物調査という2本の調査になっておりました。法人建物調査を平成10年から開始しているのですけれども、その立ち上げに際して、平成8年に予備調査という試験調査を行ってございます。その結果を踏まえて、記帳者負担の軽減も考慮して検討した結果、200㎡というところに閾値を設けて分けて調査を行うことになったということでございます。

もう1点、有形固定資産の把握をやめることによる支障というのは、先ほども申し上げたとおり、法人の所有する建物全体の数字というのは、もう既に建物資産額推計の方で出ておりますので、今回、有形固定資産額の方を削除いたしましても、利活用上は問題がないということでございます。

私どもの方で様々な文献等も調べましたけれども、どちらかというに使われているのは、建物資産額推計の方でございましたので、そういった意味でも支障はないと考えてございます。

○**菅部会長** ありがとうございます。成田臨時委員、いかがでしょうか。

○**成田臨時委員** 統計上、支障がないということであれば結構です。

○**菅部会長** 次に、清水臨時委員が挙手をされておられますので、清水臨時委員、御質問・御意見をお願いいたします。

○**清水臨時委員** ありがとうございます。ここが、また国富調査との関係ということで、

私自身があまりここの認識をしなかったものですから、ちょうど昭和45年の国富調査を担当された方の中で、私は、土地の方の推計を今から25年ほど前、公有地の方の推計を担当したものですから、この国土交通省側の法人土地建物調査の委員に10年ぐらい前ですかね、美添先生が当時委員長だったと思いますが、委員にさせていただいて、そのときにレポートを出しているのですけれども、結論的には問題ないです。ただし、私が書いたそのときのレポートは、SNAとの重複感みたいなものが幾つかあったりとか、または固定資産等の概要調書などにおいてもこういう推計がされていますので、この調査で独自に土地とか建物の推計をすることの意義はどこにあるのかということで、レポートを10年以上前に出させていただいたことがあります。

そういう意味で、国富調査をこの調査でも引きずっているということであるならば、SNAとか他の調査との関係も今後しっかりと精査した上で、なぜ独自に改めてこの推計をしなければいけないのかということについて、整理していくことが長期的には必要ではないかと思います。これは土地にも建物にも該当する。それがあるものですから、別になくなっていいだろうというのは、ここの僕の意見ではありますけれども、これ以外にもそういうところを今後チェックしていただくといいと思います。

以上でございます。

○菅部会長 これは、削除することに反対ではないということではいらっしゃるでしょうか。

○清水臨時委員 はい、反対ではありません。

○菅部会長 分かりました。ということで、これはコメントでございますので、御回答いただく必要はないと思われま。

次に、小西臨時委員が挙手されております。小西臨時委員、御質問・御意見をお願いいたします。

○小西臨時委員 質問ばかりしてすみません。事前にお話を聞いたときに、有形固定資産、これを個別に聞いて、減価償却も聞いて、客体負担が大きいとお聞きしたのですけれども、私は回答率がすごい低いと思ったら、たしか、7割ぐらいあるとお聞きして、84%、70%という数字が頭にあるのですけれども、多分7割ぐらいはこれを回答してくださっているということで、しかも個別だとお聞きしたので、すごいことだと思いました。

成田臨時委員がおっしゃったみたいに、上場企業に関しては、プレプリントとか転写とかもできると思うのですけれども、それ以外の小さいところがそれだけ協力してくださるというのは、たまたま今まで歴史的にあまり活用されていなくても、今後は価値が高まるのではないかなと思っています。現状、すごく回答率が低くて、この項目があることによって調査全体の協力が低くなっているということであれば、削除してよいのかなと思うのですけれども、少しもったいないというのがコメントです。

質問は、有形固定資産額、土地の帳簿の情報を落とすというのは大きな決断だと思うのですけれども、実際その利用されている国土交通省内の方にヒアリングやアンケートなどで影響への調査はされましたかという点です。

○菅部会長 これについて御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 今回の見直しに当たっては、この項目に限らず、広く様々な私どもの調査項目につきまして、関係する部局等々の方にヒアリングを行いまして、特段ここの有形固定資産額の方を削除するというものにつきまして、御意見はありませんでした。

○菅部会長 いかがでしょうか、小西臨時委員。

○小西臨時委員 そうなのですね。土地の生産性とか、何らかの生産性を計測するときがないと困る方がいるかなと思ってお聞きしました。

○菅部会長 cの項目ですが、一つだけ私もコメントがあります。SNAでは、1970年の最後の国富調査をベースに恒久棚卸法で推計してきているわけですがけれども、それが合っているかどうかを確認するという事は、今のところなされてないのですね、国富調査でなされてないから。どちらかというところをやっていくような仕組みを作っていくという流れで、要するに1970年をベースに積み上げていって、それが合っているかどうか、実はよく分からないのです。生産性もそれに基づいて計算しているの、あれが合っているかどうかよく分からない。それを確認しようという意図があって、国富調査という形でこういう調査を企画なさって、ただ全部を網羅することはなかなか難しいのと、これまでの推計とうまく整合性が取れないということもあって、限界があるのだらうと思って。小西臨時委員がおっしゃられたように、これが利用されない一つの理由は、清水臨時委員が御指摘されたように、SNAと合っていないのですね。国土交通省で、今特に利用されていないという形で御回答がありまして、特にこれがないと分析ができないというわけでもなさそうだと思います。

松村委員、利用についてはいかがでしょうか。報告者負担という視点で、これは大変だという御意見がありましたがいかがでしょうか。

○松村委員 正直、リサーチャーのような統計利用者の側からすると、このような調査というのは貴重だと思います。今、部会長がおっしゃられたとおり、国富調査が70年以降は実施されていないので、設備のビンテージとかを考えるとなども。一方で、先ほど小西臨時委員が回答率はそれなりにあると指摘されていましたが、それを以って報告者負担が軽いというわけではありません。今国土交通省から利用状況等の説明があり、また、今日の議論ではないが、今後企業報告を伴う統計を新たに作っていかねばいけないといったときのスクラップ・アンド・ビルドの観点も考えると、一つこういう方向性があった方がいいのかとは思っております。

○菅部会長 ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、d、「建物の利用現況」の選択肢の変更は適切かについて、御意見を賜りたいと思います。

まず、清水臨時委員が挙手されております。清水臨時委員、御質問・御意見をお願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。変更についてのシェアオフィスのところについてです。これも反対するものではないですが、内閣府でも検討されましたけれども、シェアリングエコノミーの問題ということで、つい近年ですとエアビーアンドビーをどう

把握していくかについては、例えば、国際的にもいろいろな研究も進められていますし、OECDやユーロスタットの中でも大きな議論を展開してきたところであります。

そういう意味で、エアビーアンドビーの問題は何だったかという、これは商業プロパティなのか、レジデンシャルプロパティなのかという定義でありまして、ホテルなのか、住宅なのか、どこに計上していくのか、収益をどのように計上していくのかという問題です。

2014年に、これはECB（ヨーロッパ中央銀行）の中の大きなカンファレンスがありまして、このときにもこの定義をめぐる深夜まで合意が得られなくて、議論したことを今でも覚えています。

このシェアオフィスという問題で、先ほど利用の状況、簡単な調査をやったけれども、分からなかったということですが、例えば、東京のシェアオフィスの問題と、地方のシェアオフィスというのは、分けて考える必要がある。東京では、オフィスの貸し方を変えただけであるが、地方都市では、古民家をシェアオフィスにしてそれを貸しているというケースが圧倒的に多い。この場合は、これはレジデンシャルユースだったものが商業ユースに変わって、オフィスに変わってくるというケースになるわけです。そうすると、GDPでの測定や計上が大きく変わってくる。

先ほど冒頭申し上げたように、何を測定したいのかというコンセプトフレームワークがあって、測定する対象は一体何なのかということの定義をしっかりとやっていかないといけない。ただ何か調べたけれども、こういう数字でしたということだと、次にどこの統計に計上していったらいいのか、何に使えるのかというようなことまで定義しておかないといけないと思います。もし、そのような設計がないのであれば、こういう5年に一度の大規模な調査のなかでやる必要はなくて、国土交通省が関心あるから少し調べておこうぐらいであれば、別の調査で調べればよいわけです。基幹統計の中で調査をすることの意味というのは、統計調査として、将来を見据えたうえでしっかりと設計、ほかの統計への連動ということ認識した上でやらないと、意味がないのではないのかなということでもあります。

そういう意味では、調査対象または調査方法の変更を行うとすれば、この統計の漏れがどこにあるのか、誤差がどこにあるのかということもしっかりと踏まえて調査設計をしていただきたいというお願いでございます。

以上です。

○**菅部会長** ありがとうございます。これも特に反対ではないという御意見でございますので、よく認識していただきたいということで、国土交通省の方で配慮していただけたらと思います。

小西臨時委員が挙手されております。小西臨時委員、御意見をお願いいたします。

○**小西臨時委員** 私も清水臨時委員と同じ意見です。私は、いつも調査を削減したり縮減したりする方向は反対というか、慎重になってほしいと思っています。新しい項目を入れたり調査対象が広がるのは良いなと思っています。この調査の持ち味、5年に1回で、この対象で、この項目を入れて果たして全体的な把握ができるのかなと思いました。今回の

調査結果をもってしてシェアリングオフィスや貸会議室の増減の根拠とするのは、予備調査の結果からも少し違うと思います。だからと言って調査項目を入れるなど言っているわけではなくて、今回、政策当局のニーズに沿って入れたらいいと思います。けれども、予備調査でも、割とサンプル数が大きい製造業を対象にしても非常に低い割合となっています。この調査が得意なのは、広い土地を使って事業をしている方たちを対象に、日本の土地がどう活用されているかということ調べるものなので、鉄道業とか、放送業とか、電力会社がシェアオフィスや敷地内に貸しオフィスを作るかということ、あまり想定されないと思います。恐らく低い回答率、あるいは浸透率しか得られないと思います。ですので、調査として、実際日本のシェアリングオフィスとか貸しオフィスがどうなっているのか、政策ニーズが強くなった際には、ソフト面を把握するために研究調査や一般統計調査など他の形で調査することが大事だと思います。

以上です。

○**菅部会長** これは、設定することに反対ではないということなので、コメントとして。

○**小西臨時委員** はい。コメントでいいです。

○**菅部会長** 政策ニーズがあるということになってしまうと、設定を、逆にこれを落とす方が、設定しない方が難しいのですね。

○**小西臨時委員** 反対してないです。

○**菅部会長** コメントとして、シェアリングオフィスについて、明確に。

○**小西臨時委員** コメントです。政策ニーズがあるので聞くということでもいいと思います。しかし、将来的にいろいろな業種でいろいろな形態のシェアリングオフィス化が進み、それを調査したいというならば、この調査だけでは把握は難しいのではないかというコメントです。

○**菅部会長** 今、政策ニーズがあるので設定します。ただ、ほかの統計調査でやるとすると、ここでの議論ではないので、要望として、シェアリングオフィスについては、政策的にもっとよく考えてくださいということだろうと理解いたします。

○**小西臨時委員** そうです。コメントです。

○**菅部会長** 最後にe、標本設計について、全数対象とする層を変更する理由やその効果は何か。また、変更は妥当か。標本設計についてですが、いかがでしょうか、御意見等、ございますでしょうか。

サンプルが増えているということは、大変よいことだと私は思っております。よくこれだけサンプルを増やしていただいたと私の方では思っております。

以上、論点aからeへ議論してまいりましたが、もう少しよく認識してくださいというコメントは多々ありましたけれども、方向性については、御了解いただけたと思いますので、よく認識していただきたいというコメントの取扱いについては、答申案作成時に考えさせていただきたいと思います。

それでは、次に審査メモの6ページ、(4)「調査票Cの変更」と、それに関連して7ページ、(5)「公表期日の変更」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の6ページから、(4)「調査票Cの変更」でございます。

変更内容としましては、従前、本調査の実施年では、年次調査である「土地動態調査」、これは一般統計でございますが、この調査事項を本調査の調査票Cにおいて把握しておりましたが、令和元年にこの「土地動態調査」が「土地保有・動態調査」にリニューアルをされております。この調査の法人票の調査事項を、この基幹統計である「法人土地・建物調査」の調査票Cとして把握するものでございます。

審査状況につきましては、アのところでございますけれども、今申し上げましたとおり、平成30年では、「土地動態調査」（一般統計調査）を調査票Cとしておりまして、この調査が、基幹統計を5年に1度やる実施年は、「土地動態調査」（一般統計調査）は実施していなかったというものでございます。

イのところでございますが、「土地動態調査」が令和元年に、従前これも一般統計でございました「土地保有移動調査」と統合されまして、法人及び個人を対象とした「土地保有・動態調査」という一般統計調査が新設されております。

この調査の法人票につきましては、従前の「土地動態調査」と同様に、本調査の実施年には実施しないことになっております。

本件申請につきましては、この同調査における法人票の調査事項を調査票Cにおいて把握するという計画でございまして、これに伴う調査票Cの変更内容が表2のとおりでございます。

表2のところでございますけれども、調査対象の範囲、前回までは資本金1億円以上の会社法人、約3万法人でございましたが、これに対する全数調査でやっておりました。令和5年の調査では、調査対象が大きく2つに分かれまして、一つは①というところで資本金5億円以上の会社法人、それから②としまして、売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主、これらについて調査を行う。①につきましては約7,500法人で、これは全数ということでございますが、②につきましては約3万500法人に対しまして無作為抽出を行うということになっております。また、それぞれ母集団名簿につきましても、①では事業所母集団データベース、②では法務省から提供されます不動産登記情報ということになっております。

調査事項につきましては、基本的に変更はございませんが、前回、所在の都道府県別に購入・売却した土地の面積とか帳簿価格とかを把握しておりましたが、今回につきましては、購入・売却、それぞれ10件ずつにつきまして、その詳細を把握するというようなことになっております。それ以外の部分については、基本的には変更がないと聞いております。

これにつきましては、次の7ページでございまして、「土地動態調査」が「土地保有・動態調査」に変更をされたことに伴う変更でございまして、一般統計である「土地保有・動態調査」の結果の連続性の観点から、おおむね適当と考えておりますが、本調査の一部としてではなく、別途その「土地保有・動態調査」を一般統計調査として例年どおり実施する方法も考えられますので、本調査の一部について実施する効果や課題について確認する必要があると考えております。

論点としましては、a としまして、一般統計調査として毎年実施されている「土地保有・動態調査」の概要、実施状況について確認をさせていただき、この調査の調査票Cとして把握するものが、一般統計である「土地保有・動態調査」のうちどの範囲か。また、把握しない範囲についてはどうするのかというところが一つでございます。

それから、b としましては、本調査とは別に、「土地保有・動態調査」を一般統計調査として例年どおり実施するという方法も考えられますが、この基幹統計調査の一部として実施することの効果は何か。また、その一部として実施するときの実査上の課題は何かというところについて、論点として示しております。

事務局からは以上でございます。

○**菅部会長** それでは、各論点について調査実施者から回答をお願いいたします。

○**奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長** 国土交通省でございます。資料3の8ページで御説明をさせていただきます。

まず、論点のaでございますけれども、「土地保有・動態調査」の概要につきましては、別紙2にも付けておりますので御覧いただければと思いますけれども、過去1年間に行われた土地取引の売買、それぞれの主体の諸属性ですとか、法人における土地の所有状況等の実態を調査することございまして、前年1年間の土地の売買の所有権移転登記をされた土地取引の対象者を抽出してということと、それから、資本金5億円以上の法人を対象に行っております。

調査票Cとの関係につきましては、9ページのところに整理をさせていただいておりますけれども、「土地保有・動態調査」の個人分につきましては、例年どおり「土地保有・動態調査」として、対象や報告事項につきましても同様に実施するということでございます。法人につきましては、3万8,000者、同様に調査票Cでさせていただきますけれども、報告事項の中で、土地の所有状況につきましては、調査票Cではなく、調査票A及びBというところで、より数が多いこととなりますけれども、そちらの方で調査するということで、調査票Cからは除くと。それ以外のものについて調査票Cで報告を頂くという形で設計しております。

続いて、10ページ、論点bの関係でございます。一部として実施ということに関しての効果ということでございますけれども、一部として実施することによりまして、本調査結果で得られますストックの結果の変動要因、フローの部分につきまして、一体的に分析することも可能となると考えております。

それから、効果といたしまして、両調査に共通する調査の対象者が、例えば資本金5億円以上の会社法人など、一定数存在いたしますので、これらの方々が両調査の調査票を別々に受け取られますと非常に重複感といいますか、負担感があると思われまして、そういうところをなくすということと、それから、調査実施者側といたしましても、いろいろなコストですとか事務的な負担というところの効率化が可能になると考えておりますので、特に実査上の課題という点については、考えていないところでございます。

以上でございます。

○**菅部会長** それでは、ただ今の御説明に対し、御質問・御意見をお願いいたします。

成田臨時委員が挙手されておられます。成田臨時委員、御質問・御意見をお願いいたします。

○成田臨時委員 資本金5億円以上の会社というと、我々公認会計士が会社法監査をしている対象会社でございまして、会社が作成する計算書類の附属明細書、この有形固定資産明細を作成しておりますが、調査票の例えば残高、それは附属明細書との一致を確かめるような様式になっているのでしょうか。

先ほど、今回は調査票がWEBになるので、いかに間違えないかと、正確に回答するかという観点からは、情報を調査票に正確に書いていただくことが必要だと思うので、そういうきちんとなっているかどうかという正確性の担保ができていますかという御質問です。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 5億円以上の法人や、土地を大規模に所有している法人につきましては、私どもは審査の中で、有価証券報告書等々の資料等も確認しながら回答の精査をいたしまして、そこに大きなずれがあった場合には、その調査対象に照会をいたしまして確認をして、精度の向上に努めているところでございます。

○成田臨時委員 有価証券報告書は、上場会社とか、あるいは公募増資とかをされた会社でございまして、資本金5億円以上の会社は、必ずしも有価証券報告書を出してないのです。なので、必ず作成されているものは、計算書類の中の附属明細書です。そちらと合致しているかどうかというのを、その調査票の一番下とかに確認されましたかというところを設けていただいた方がよろしいかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 すみません、私もなかなかそこが不勉強で大変申し訳ございません。ただ今頂いた意見は、非常に良いお話なのかなと思いますので、今回の調査票になるかどうかは別ですけれども、令和6年の「土地保有・動態調査」や、そういった部分に反映できるように検討してまいりたいと思います。

○成田臨時委員 今回の調査から入ることをできれば希望します。よろしく申し上げます。

○菅部会長 ほかに御質問・御意見はありますか。

私から1点、今回基幹統計として一般統計をやる、一般統計調査がある基幹統計としてやるわけですね。これについて、これはこちらの調査側ではなくて、審査官から、こういう基準というか、これくらいまではいいのではないかというような、もし何かあったら、つまり基準というか、要するにその、この前は効率性という視点で見ているわけですが、何か見解とかありましたら教えていただきたいのですけれども。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官

「法人土地・建物基本調査」が5年ごとに行われて、その中間年に行われる年次の一般統計調査が5年に1回、調査票Cに入ることになっています。ここに入ることによって、この5年に1回は基幹統計になるという、非常にレアなケースに該当するわけです。統計の仕組み上は、この年次の一般統計調査について、5年に1回、この「法人土地・建物基本調査」の年は一時中止するという格好になっていて、調査計画上そう書かれているので、統計制度の仕組み上、何か問題が発生しているというわけではありません。

ただ一方で、年次の一般統計調査を毎年追いかけているユーザーにとっては、5年に1回、基幹統計という報告義務が課された状態で、一定の統計法上の規律がかかって、調査が行われているということは、認識はしておく必要があると思います。

○菅部会長 ありがとうございます。

小西臨時委員が挙手されております。小西臨時委員、御意見をお願いいたします。

○小西臨時委員 御説明をありがとうございました。

1億円以上の会社法人を悉皆でされていたのを、5億円以上で切って7,500法人で、その代わり3万500法人増やして、全体のサンプルサイズとしては増えている形になっているのですが、この3万500法人というのは、どういう人たちを捕捉したくてというのか、5億円以上に入らない中小の事業所を捕捉したいという目的でこういう形にしたのでしょうか。後日議論になると思うのですが、7,500法人で悉皆にしてしまうと、土地のパネル化を考えたときに、今までずっと1億円以上で、完全パネルは難しいにしても、大体は同じ事業所が入ってきたのが、4分の1に減ってしまって、そこで断絶が起きるのですけれども、それは国土交通省の中で困るといった意見とか、そういうヒアリングとかの結果があれば教えていただけると幸いです。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 この「土地保有・動態調査」というのは、少し複雑な構成になってございます。先ほど御説明したとおり、5億円以上の法人が悉皆の階層ということであって、それ以外の法人につきましては、その所有権移転登記情報からの売買、法人が行った売買から抜き取るという方法を取っています。なぜそうしているかというのと、前身に「土地動態調査」という調査と「土地保有移動調査」という2つの調査があって、「土地動態調査」は、「法人土地・建物基本調査」の中間年の法人の土地の所有状況を把握するために行っていたものでございます。片や「土地保有移動調査」の方は、それこそ土地取引の目的ですとか、そういったフローの部分把握する、そういう性質のものが1つになっているということになります。

先ほど、調査票Cの悉皆層、資本金5億円以上の7,500法人でサンプルサイズが小さくなるという御指摘ですけれども、もともとその土地の所有状況は、今回は調査票Aで把握する。調査票Aは、49万法人ということでございますので、調査票レベルでのパネルという意味では、サイズ感は何ら変わらないということでございます。

もう一つ、調査票Cで所有権移転登記から持ってきている部分というのは、小西臨時委員の御認識のとおり、以前は、1億円未満は分からなかったところが、そういったところも所有の状況が中間年でも分かるようにという意味もございます。

ですので、御懸念されている部分については、問題はないのかなと考えてございます。

○菅部会長 いかがでしょうか、今の回答でよろしいでしょうか。

○小西臨時委員 ありがとうございました。

○菅部会長 どうもありがとうございました。本項目については、会計的な視点からチェックできる仕組みがなくもいいのかという御意見はございましたが、これも方向性については、御了解いただけたものと認識しております。頂いた会計的な視点からチェックした

らどうかという御意見の取扱いについては、これも答申案作成時まで検討をさせていただけたらと思います。

それでは、以上で本日議論すべきことは、時間も来ておりますので、これにて議事を事務局にお返しいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。本日はどうもありがとうございました。

本日、まだ議論できていない残りの議事につきましては、第2回の部会で引き続きということ考えております。また、本日出された宿題につきましても、その第2回の部会の方で御回答いただきたいと思っております。

次回の部会につきましては、12月23日金曜日の15時からの開催を予定しております。次回もWEB開催を予定しております。

また、本日の部会審議の内容につきまして、追加の御質問やお気付きの点等ございましたら、12月8日木曜日の16時までに、メールで事務局まで御連絡いただければと思います。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、本日の部会を終了したいと思います。皆様、大変ありがとうございました。